

佐賀県建設DX加速化事業費補助金（2次募集）の申請における注意事項（Q&A）

令和5年7月5日時点

	質問	回答
要綱第1条関係	佐賀県ICT活用工事とは何か	佐賀県ICT活用工事試行要領を確認してください。
〃	ICT施工の具体的な予定はないが、申請してもよいか	申請可能です。現段階において予定がなくても、要綱第1条の主旨の「建設現場の生産性向上を図るため、佐賀県ICT活用工事に必要な機器を導入する」者であれば、補助金交付の対象とします。
要綱第2条関係	ICT建設機械とはどういったものか	ICT建設機械とは、MC/MG (Machine Control system/Machine Guidance system) マシンコントロール/マシンガイダンス・システムを搭載した建設機械をいい、3次元設計データを取り込み、機械操作ガイド (MG)、機械自動制御 (MC) を行うものです。
〃	3次元測量機器とはどういったものか	TLS測量やUAVレーザー測量で用いる3DレーザースキャナーやUAV写真測量で用いるカメラをいいます。
〃	LiDAR機能搭載端末は対象となるか	佐賀県ICT活用工事に必要な機器とは認められないため、対象となりません。
〃	GNSS測量用受信機内蔵UAV対空標識は対象になりますか	対象になります。
〃	次の経費は対象となるか ・リース・レンタル料 ・中古品 ・契約書等の郵送費 ・収入印紙 ・振込手数料 ・機器の輸送費 ・後付け機器の取付費 ・引き渡しにおける人件費 ・対象ドローンの資格・免許 ・一般的な建設機械の操作研修 ・その他購入に要する諸経費	(○：対象となる ×：対象とならない) × × × × × ○ ○ ○ 操作研修に要する経費において○ × 個別対応
〃	従来の建設機械とICT後付け機器を同時に購入する予定だが、対象になるのはICT後付け機器だけか	ICT後付け機器のみが対象になります。
〃	販売事業者は、県内業者に限るなどの限定はあるか	ICT建設機械又は3次元測量機器の販売事業者として営業する者であればよく、県内事業所の有無は問いません。
〃	納入の目途が立っていないが、申請は可能か	申請はできません。
〃	本事業が始まる前に売買契約を締結しているものは、対象となるか	令和5年4月1日以降に販売事業者との売買契約を締結したものであれば、既に納入済み又は令和6年2月までの納入見込み（代金の支払いを含む。）が立っていれば、対象とします。
〃	令和6年2月までの納入見込みで申請していたが、諸般の事情で期限までに納入できなかった	交付決定の全部を取り消します。（補助金の交付はできません。）

	質問	回答
〃	後付け機器の対象経費に、キャリブレーション（機器の調整）や精度確認は含まれるのか	納入時の取付指導費、キャリブレーション、精度確認等は全て対象経費になります。納入後に実施される講習等に関しては操作研修費になります。
〃	操作研修について、「速やかに実施」とあるが、いつまでに実施すればよいか	概ね1月以内に実施してください。
要綱第3条関係	リース・レンタル会社は補助事業者となれるか	なれません。
〃	佐賀県建設業者入札参加資格の決定通知で、「級外」と表記されていますが、補助事業者の対象になりますか。	「級外」は対象になりません。
〃	令和4年度（1次募集）に申請したが、2次募集は申請してもいいか	申請できます。ただし、令和4年度（1次募集）で補助決定事業者として選定された者は、2次募集は対象外です。
要綱第4条関係	交付申請期限はいつか	令和5年8月10日までに行ってください。
〃	交付申請は何度も行うことができるか	1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、それぞれの「操作研修」に、各1回申請可能です。
〃	「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、「操作研修」の交付申請は一度に申請する必要があるか	全部を一度に申請する必要はありません。ただし、「操作研修」を購入に先んじて申請することは認められません。
〃	消費税の取扱いはどうなるか	消費税は補助金の対象とはならないので、補助金交付申請の際は消費税額を控除した額を記載してください。
〃	購入数の制限はありますか	購入数に制限はありません。 交付申請は1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、それぞれの「操作研修」に、各1回の申請になります。
〃	導入計画書の「2 事業に要する経費」の欄には、機器の名称と勘定科目のどちらを記載するのか	機器の名称を記載してください。
〃	佐賀県入札参加資格通知書の写しはいつのものを提出したらいいか	令和5・6年度入札参加資格通知書の写しを提出してください。
〃	書類の提出はどういった方法があるか	電子メール、郵送及び持参のいずれかの方法で提出してください。ファックスによる受付は行いません。電子メール、持参の場合は令和5年7月10日午前8時30分から、郵送の場合は同日以降の到着分から受け付けます。なお、持参の場合は県庁の閉庁日を除きますのでご注意ください。
〃	電子メール、郵送又は持参のうち、有利不利はあるか	ありません。ただし、令和5年8月10日午後5時15分必着です。
〃	抽選日はいつか	令和5年8月21日午前10時、場所は県庁新館8階81号会議室を予定しています。
〃	抽選の参加者は誰でもいいのか	抽選の参加者は、補助対象業者の代表取締役又は代表取締役から委任を受けた者（社員等）とします。なお、委任を受けた者が参加する場合は、委任状を持参してください。
〃	抽選に行けなかった場合どうなるか	抽選に代表者及び委任を受けた者が参加できない場合は、辞退とみなします。

	質問	回答
要綱第5条関係	購入したICT建設機械等を処分したいがよい か	ICT建設機械は6年、3Dレーザースキャナー及びドローンは5年を経過するまで処分してはいけません。ただし、やむを得ない理由により処分しなければいけない場合は、知事の承認を受けてください。なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
要綱第6条関係	実績報告書はいつまでに提出すればよい か	後ほど、連絡します。
要綱第7条関係	補助金交付請求書はいつまでに提出すればよ い か	後ほど、連絡します。
〃	補助金はいつ入金されるのか	適切な補助金交付請求書を受理した場合、約3週間後を予定しています。
要綱第10条関係	ICT施工での活用実績はない場合、活用状況報 告書は何を提出すればよい か	通常施工での活用について報告してください。併せて、今後の活用目標を追記してください。